

大田原市地域応援商品券取扱店募集要項

1. 商品券発行概要

商品券名称	大田原市地域応援商品券
発行者	大田原市
発行券	500円券×6枚（1シート）
取扱店負担	無し
配付対象者	令和5年5月1日（月）を基準日として市内に住民登録がある方
配布方法	簡易書留にて世帯主宛郵送
使用期間	令和5年9月1日（金）～令和5年11月30日（木）
換金受付期間	令和5年9月1日（金）～令和6年1月31日（水）

2. 取扱店登録手続き

(1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、別紙「物価高騰対策大田原市地域応援商品券取扱店登録申請書（新規・変更）」（様式第3号）に必要事項を記入し、大田原市商工観光課窓口へ持参、郵送、FAXのいずれかの方法にて申請してください。

(2) 登録後の流れ

申請後、登録となった取扱店には、「取扱店マニュアル」「取扱店認定ポスター」「商品券見本」「換金請求書」「換金予定表」等を郵送します。

3. 取扱店登録資格

- ・大田原市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること。
- ・「大田原市地域応援商品券取扱店募集要項」を遵守する事業者であること。

ただし、次の事業者を除く。

- (1) 風営法第2条に規定する営業を行う店舗
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大田原市暴力団排除条例（平成23年6月24日条例第21号）に規定する暴力団員等が営む事務所又は店舗
- (4) その他本事業の目的に照らして市長が不相当と判断する者

4. 商品券取扱い留意事項

- (1) 他店での転用及び、未使用商品券の直接換金は禁止します。
- (2) 商品券は物品の購入若しくは借受け又は役務の提供にて使用可能です。
- (3) 商品券と現金の交換は禁止します。
- (4) おつりは出さないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) 使用期間前、使用期間後の商品券は受け取らないで下さい。
- (7) 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（大田原市）は責任を負いません。

5. 商品券の利用対象にならないもの

- ・不動産又は金融商品
- ・たばこ
- ・商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ・国税及び地方税並びに使用料その他の公租公課
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

6. 換金手続き

- ・換金受付期間内に使用済み商品券と別紙「大田原市地域応援商品券換金請求書」（様式第4号）を商工観光課窓口へ持参いただくか、簡易書留等で郵送していただき、確認後に指定口座へ入金します。
- ・換金日などの詳細につきましては、取扱店登録後にお送りする「換金予定表」にてご確認ください。

※換金受付期間を過ぎた換金には対応いたしません。

7. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 特定取引において商品券の受取りを拒んではならないこと。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 5. に掲げた物品及び役務の提供に係る取引を行ってはならないこと。
- (4) 市と適切な連携体制を構築すること。
- (5) 商品券が使用できる店舗であることが明確になるよう、大田原市が発行する「取扱店認定ポスター」を消費者に分かりやすい場所に掲示をし、使用期間終了後は速やかに撤去をすること。

- (6) 使用される商品券は、大田原市が事前に配布する「見本」と間違いがないか確認をし、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、速やかに警察へ通報するとともに、大田原市商工観光課まで連絡をすること。また、商品券の「見本」については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての店員に周知すること。
- (7) 取引により商品券を受け取った際は、券裏面に「取扱店印」を押印するなど、再流出防止に努めること。その際、すでに取扱店印があるものは、受け取りを拒否すること。

取扱いに関し、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

〒324-8641 大田原市本町1-4-1 大田原市役所商工観光課 TEL：0287-23-8709 FAX：0287-23-8697
